

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

日 時 平成 2 8 年 9 月 9 日（金）午前 1 0 時～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 案件

（ 1 ）京都スタジアム（仮称）に係る報告等について

3 その他

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

京都スタジアム（仮称）に係る報告等について

平成28年9月9日（金）

【資料一覧】

《京都スタジアム（仮称）に係る報告等について》

1. スタジアム位置変更の経過・・・・・・・・資料 1
2. 亀岡駅北地区に係る都市計画の決定（変更）及び
土地区画整理事業変更の予定概要（案）について・・・・・・・・資料 2
3. 京都スタジアム（仮称）関連事業 概算事業費について・・・・・・・・資料 3
4. アユモドキ個体群の保護増殖に関する国への市長要望について・・・・・・・・資料 4
 - ・ 環境省市長要望
平成 28 年 9 月 2 日 午後 1 時から環境省自然環境局長へ要望
 - ・ 文化庁市長要望
平成 28 年 9 月 2 日 午後 2 時から文化庁記念物課長へ要望

『スタジアム位置変更の経過』

平成28年4月27日

- ・環境保全専門家会議の村上座長からスタジアム建設地について提言を受ける。
- ・同日、亀岡市議会はじめ、区画整理組合、保津町地元関係者へ状況報告をする。

平成28年5月23日

- ・区画整理組合三役との協議。以後継続協議。

平成28年6月28日と7月9日

- ・関係地権者へ経過説明と事業協力の依頼。

平成28年8月18日

- ・関係地権者（49人）の用地譲渡に係る承諾を受ける。

平成28年8月24日

- ・京都府知事と亀岡市長で、環境保全専門家会議の村上座長へスタジアム建設地を亀岡駅北区画整理事業地へ変更する事を報告。
- ・亀岡市議会、区画整理組合、保津町地元関係者(8月25日)へスタジアム建設地の亀岡駅北区画整理事業地への変更について座長へ報告した事を説明。

アユモドキ等の自然環境と共生する
亀岡市都市計画公園及び京都スタジ
アム(仮称)の整備について
(座長提言)

平成28年4月27日

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)
に係る環境保全専門家会議 座長 村上興正

アユモドキは、かつては淀川流域をはじめ広い範囲で生息していたが、現在は岡山市の2箇所以外は亀岡市のみに生息している。その要因は、下流域を水害から守るために開発整備を行えなかったことにより氾濫原が維持されてきたという自然環境とともに、生息環境に配慮した営農活動や地域住民の献身的な保全活動に負うところが大きいの。しかし、外来魚による食害や繁殖期における大雨時のラバーダム倒伏による仔稚魚への影響などもあり、生息環境は必ずしも良好とは言えない状況にあるとともに、高齢化等による地域の耕作放棄地の拡大や営農活動の衰退により、保全活動等による生息環境の維持が困難な状況になり、現状のままでは、アユモドキの保全は必ずしも保証されない現状にある。

このことから、地域振興とアユモドキ保全の両立を図るため、公園・スタジアム整備事業に伴う生息環境改変によるアユモドキ等への悪影響を回避するとともに、公園・スタジアム整備事業を契機とした共生ゾーン整備やラバーダム改修などの広域的な視点での生息環境の改善に向けて、平成25年5月1日に設置された「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議」において、委員各位の御尽力や関係者の御協力をいただき、専門的見地から様々な角度で現地における広範な実証実験、分析・検討を重ねてきたところである。

その結果、これまでほとんど知られていなかったアユモドキの生態や産卵・繁殖・生息環境の保全のための知見も多く得られるなど、将来にわたるアユモドキ等の保全に向けた大きな成果が得られてきたところである。

一方、アユモドキの将来にわたる現在地での生息を確立する各種の対策を講じ、公園・スタジアム整備を行っても、アユモドキ個体群の存続を保証するという状況にするためには、今後、これまでに得られた知見を土台に、更に調査や実証実験を重ねる必要がある。しかし、スタジアムの建設が遠のくことで、スタジアムを拠点とした地域の振興・活性化とアユモドキ保全活動の好循環な展開の実現が遠のくことになり、かえってアユモドキの保全に影響が出るものと危惧されるところである。

これまでの環境保全専門家会議での調査・検証・検討経過を踏まえて、アユモドキの将来にわたる保全環境を早期に確立させるためには、現在の生息環境の保全・改善のための対策を実施するとともに、地域の保全活動を維持・発展させるためにも必要な地域の振興・活性化の拠点となるスタジアム整備を早期に実現させる必要があると考えており、次のことを提言する。

記

<スタジアム建設位置>

アユモドキの生息環境の保全と地域の保全活動の維持・発展につながる京都スタジアム(仮称)の整備との両立を早期に実現させるため、これまで検討してきた計画地に隣接する「亀岡駅北土地地区画整理事業地」を建設位置とすることが望ましいと考える。これにより、アユモドキが生息する曾我谷川流域への直接的影響は回避され、地下水保全等を行えばアユモドキの生息環境への影響は軽微となると考えられ、保全が確保されるものと考ええる。

<アユモドキ生息環境の保全の取組みの継続>

なお、現状においても、アユモドキの生息環境は脆弱であることから、これまで行ってきた調査・実証実験により新たに得られた成果や知見を活かした効果的な保全の取組みを行う必要がある。

そのため、昭和52年に文化財保護法に基づく国の天然記念物に指定した文部科学省(文化庁)、平成16年に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定した環境省、平成16年にアユモドキ保護増殖事業計画を文部科学省、環境省とともに作成した農林水産省及び国土交通省、更に、平成20年に京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例における指定希少野生生物に指定した京都府、平成17年に保津地域アユモドキ連絡協議会を立ち上げ官民共同で保全対策に取り組んできている亀岡市、その他この地域のアユモドキの保全に携わる各種団体が連携して保全の取組みを進めることを求める。

環境保全専門家会議としても、これらの保全の取組みを進めるために、アユモドキ等の保全や地域の振興・活性化の観点から、引き続き、アユモドキ等の生息環境の保全・改善対策とアユモドキ等への影響が軽微なものと評価される都市公園用地の利活用に向けた検討を行うこととする。

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議
村上興正 座長提言を踏まえた京都スタジアム(仮称)の整備について

平成28年8月24日
京 都 府

平成28年4月27日に提出された上記座長提言については、この間、まず何よりも、①地元の理解・協力を得ることができるか。また、府民負担を考え、②現財政フレームの枠内で対応できるか。さらに現公園用地の活用について、③アユモドキの保全のために国・府・市による総合的な保全ができるか。との3つの観点から、慎重に検討してまいりました。今回、亀岡市においても、地元関係者等に対して説明を行い、理解・協力が得られ、提言を受け入れ、スタジアム整備を進めて欲しいとの申し出がありました。府としては、今、申し上げた3条件について、下記のとおり条件を満たしたことを踏まえ、座長提言に基づいて、京都スタジアム(仮称)の整備等を進めてまいりたいと考えております。

なお、この間の亀岡市の御努力と地元関係者など多くの方々の多大な御理解と御協力で改めて感謝申し上げます。

記

1 地元等の理解、協力

現計画地に隣接する「亀岡駅北土地区画整理事業地」でスタジアム整備を進めることについて、亀岡市においては、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合及び関係地権者から、同土地区画整理事業地内での土地提供の協力について承諾を得ることができた。さらに亀岡市から地元自治会等に説明を行ったところ、これまでの経過はあるが理解できるとの意見をいただいたところであり、亀岡市はもとより、地元の理解・協力が得られることになったこと。

2 現財政フレームの枠内での対応

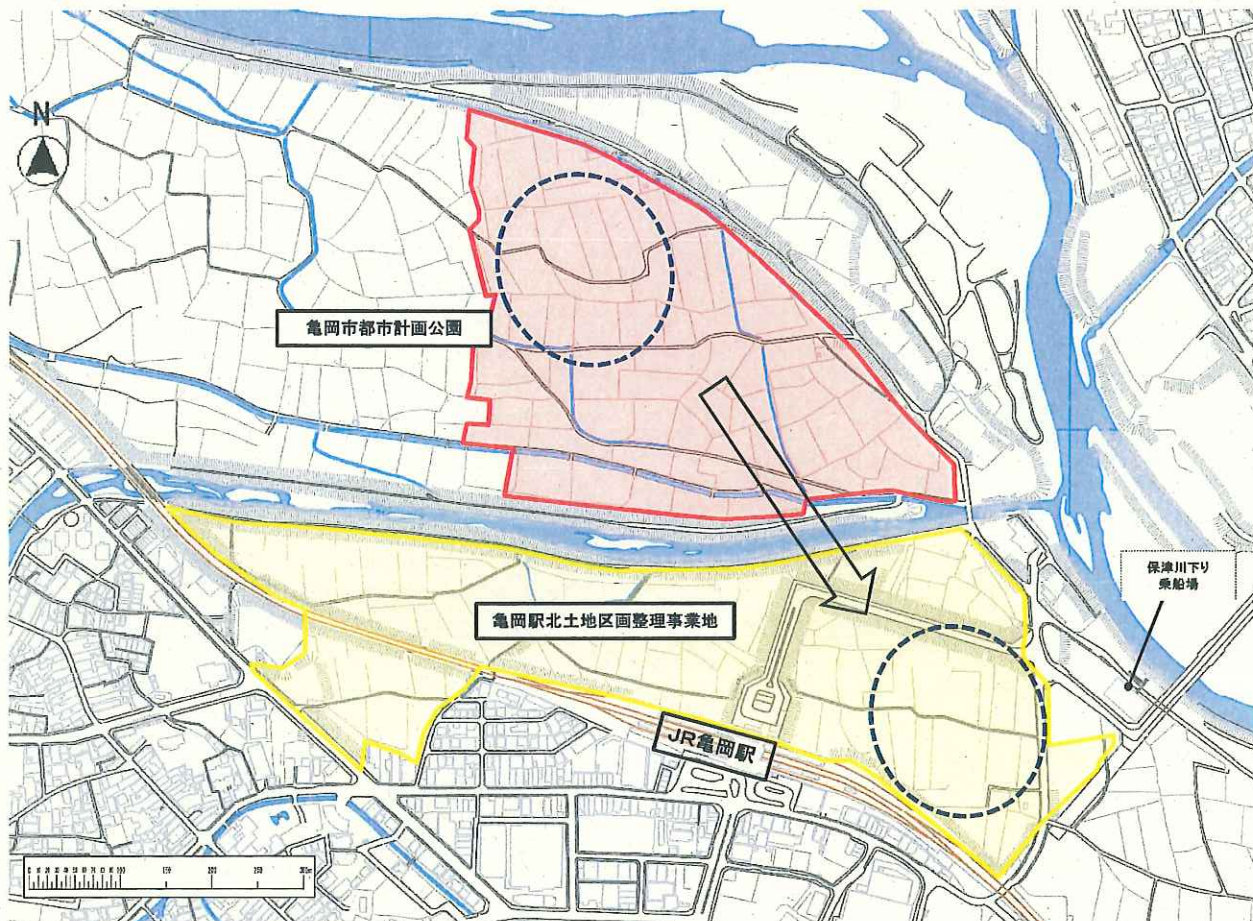
亀岡駅北土地区画整理事業地内でのスタジアム用地の確保には、新たに約34億円の用地費財源が必要となるが、一方で、建設位置が変わることにより、①用地造成や治水対策のための地下貯水ピット整備が不要になること等により、スタジアム建設費が減額になること、②アクセス道路整備や上下水道整備の減少等によりインフラ整備費が減額になること等、相当の整備費の縮減が見込まれることから、スタジアム整備についての京都府156億円、亀岡市50億円、合計206億円という財政フレームの枠内で、スタジアム整備は、現状において、可能との見通しを得たこと。

なお、亀岡市からの財政的支援要請については、京都府の財政フレームの枠内で支援することとすること。

3 アユモドキの保全の確保

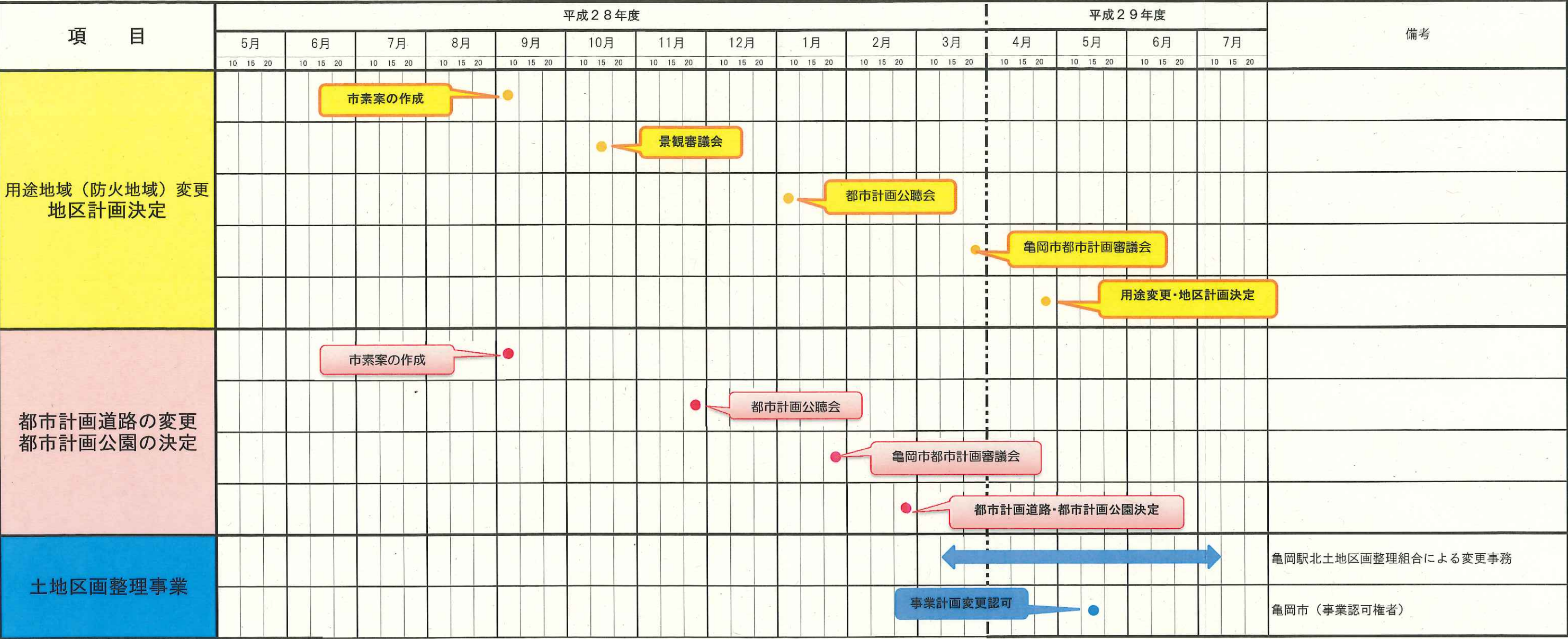
アユモドキの保全について、環境省、文化庁からも、平成16年作成の「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づき、引き続き、財政的、技術的な支援等を行っていく旨の考えを確認できたこと。

今後、公有地化された現公園用地エリアを中心として、専門家会議の提言を踏まえ、府及び市は国や地元等の関係者と連携を図り、ラバーダム改修、共生ゾーン整備、水路環境改善等や必要な調査、アユモドキの保全活動など、アユモドキの保全対策にしっかり取り組むことによって、アユモドキの保全についても今まで以上の効果が期待できること。



● 亀岡駅北地区に係る都市計画の決定（変更）及び土地区画整理事業変更の予定概要（案）

資料2



資料3

○ 京都スタジアム(仮称)関連事業 概算事業費について

[単位:億円]

【当初計画(A)】

【執行済額(B)】

		事業費	財源内訳			H25～H27 執行済額
			特財		一財	
			国・府支出金	市債		
都市公園	用地	14.0	4.7	8.4	0.9	14.0
	整備	12.0	6.0	5.4	0.6	0
	調査	3.0	1.5	0	1.5	1.8
道路		18.0	9.9	7.3	0.8	2.0
上下水道		3.0	0	0	3.0	0.5
合計		50.0	22.1	21.1	6.8	18.3

※ 執行済額(B)は、当初計画(A)の内数である。

平成28年度

環境省要望書

水・緑・文化が織りなす 笑顔と共生のまち かめおか
～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～

京都府亀岡市



亀岡市におけるアユモドキ個体群の保護増殖について

環境大臣 山 本 公 一 様

平素は、亀岡市政に対しまして格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。とりわけ、亀岡市に生息します天然記念物であり、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種でありますアユモドキの保護増殖につきまして、特段の御配慮をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、亀岡市都市公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議における3年にわたる専門的な調査、検討の経過を踏まえ、去る平成28年4月27日に、「アユモドキの将来にわたる保全環境を早期に確立するため」、京都府が計画されています京都スタジアム（仮称）建設予定地を亀岡駅北土地区画整理事業地内に移す村上興正座長提言が公表されました。

これを受け、地元アユモドキ保全関係者等に提言の趣旨を説明したところ、アユモドキの保全と公園及び京都スタジアム（仮称）の事業推進に理解と協力を得ることができたことから、京都府において、亀岡駅北土地区画整理事業地内でアユモドキ等の自然環境と共生する京都スタジアム（仮称）の整備を進めていただくことになりました。

つきましては、「アユモドキ保護増殖事業計画」を策定いただいております省庁におかれましては、公有化した公園用地内のエリアを中心に、アユモドキ個体群の保護増殖について、引き続いて主導的な計画推進と、亀岡市が実施します保全対策への財政支援及び技術的支援を、実施いただきますよう要望いたします。

平成28年9月2日

京都府亀岡市長 桂 川 孝 裕

平成28年度

文化庁要望書

水・緑・文化が織りなす 笑顔と共生のまち かめおか
～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～

京都府亀岡市



亀岡市におけるアユモドキ个体群の保護増殖について

文化庁長官 宮 田 亮 平 様

平素は、亀岡市政に対しまして格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。とりわけ、亀岡市に生息します天然記念物であり、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種でありますアユモドキの保護増殖につきまして、特段の御配慮をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、亀岡市都市公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議における3年にわたる専門的な調査、検討の経過を踏まえ、去る平成28年4月27日に、「アユモドキの将来にわたる保全環境を早期に確立するため」、京都府が計画されています京都スタジアム（仮称）建設予定地を亀岡駅北土地区画整理事業地内に移す村上興正座長提言が公表されました。

これを受け、地元アユモドキ保全関係者等に提言の趣旨を説明したところ、アユモドキの保全と公園及び京都スタジアム（仮称）の事業推進に理解と協力を得ることができたことから、京都府において、亀岡駅北土地区画整理事業地内でアユモドキ等の自然環境と共生する京都スタジアム（仮称）の整備を進めていただくことになりました。

つきましては、「アユモドキ保護増殖事業計画」を策定いただいております省庁におかれましては、公有化した公園用地内のエリアを中心に、アユモドキ个体群の保護増殖について、引き続いて主導的な計画推進と、亀岡市が実施します保全対策への財政支援及び技術的支援を、実施いただきますよう要望いたします。

平成28年9月2日

京都府亀岡市長 桂 川 孝 裕